

保存版

エコロ制度 ガイドブック

エコロ会員同士の「たすけあい」のしくみです



「エコロ」とはイタリア語で「はい、どうぞ。」
気軽にサポートしましょう、という気持ちを込めて名付けられました。一見かわいいウサギに見える「エコロマーク」は逆さにすると、差し伸べる両手が図案化されています。困ったときに手を差し伸べて助け合う気持ちを表現しています。



目次

3	加入手続き	22	生涯学習と地域交流
3	サポーター登録	23	エコロ基金
3	サポーター保険	23	エコロ基金運営管理規定
4	エコロサポートのきまり	24~25	エコロ制度規約・細則
5	くらしのサポート	26	家族の範囲・用語の説明
6	くらしのサポート記入例	27	エコロ制度加入申込書
7	サポーターの探し方	27	エコロサポートつばやきカード
8~12	組合員活動サポート	28	エコロ制度の発足から今日まで (歴史)
8	③注文代行	29	給付申請書提出控え
8	④消費材の保管・配達	裏表紙	エコロコーディネーター連絡先
8	⑤活動参加時の送迎		
9	⑥家族の見守り・個人託児・送迎		
9	⑦家族の施設利用		
10	⑧消費材・受け取り容器の 汚損・破損・盗難保障		
10	⑨事故の治療費と入院見舞金		
11	⑩死亡弔慰金		
11	⑪対人・対物賠償責任保障		
11	⑫自己所有物の破損・紛失・ 盗難保障		
11	⑬自動車自損事故の見舞金		
12	⑭サポーター保険の免責補填		
12	⑮活動費の盗難保障		
12	⑯集団託児		
12	⑰赤ちゃん誕生祝い		
12	⑱エコロ加入30周年記念品		
13~14	サポートを依頼するとき		
15	サポートをするとき		
16	エコロサポーター登録用紙		
17	集団託児手引き(依頼者用)		
18	集団託児手引き(サポーター用)		
19	エコロさんとたすけあいグループ		
20	ワーカーズ利用補助制度		
21	よりそいサポーターとTハウス		

給付申請書、各種書式は
HPからダウンロードしてください。
用紙が必要な方は配達時に
職員に伝えるか、コールセンター
(TEL 048-423-7991) まで。



検索 生活クラブ埼玉 エコロ書式

エコロ制度によるこそ

エコロ制度は毎月100円の会費で
おたがいさまのたすけあいと地域の福祉活動を応援するしくみです

100円の会費で2つの目的

1. 会員同士のたすけあい

【くらしのサポート】

日常生活での「ちょっと困った」をサポート。

【組合員活動サポート】

活動中の事故やケガ、消費材破損の保障など
と、家族の見守りなどのサポート。

【お祝い】

出産と加入30年のお祝い。

あなたの100円は
いざというときあなたを助けるだけでなく
あなたの隣にいるかも知れない
今困っているあの人を
支えることができます

2. たすけあいのまちづくり

【Tハウス】

誰もが安心して集い、気軽に相談できる居場所を身近に作っています。

【生涯学習と地域交流】

子育て支援や生活技術など、暮らしを良くする講座の開催や、地域での交流を支援します。

【エコロ基金(100円のうちの10円)】

地域の課題に取り組むワークスを支援しています。

【エコロ制度を支える活動】

サポート成立を助けるコーディネーターや、審査・給付に関する活動などを支えます。

サポートってなに？

◇今できる人が、今困っている人へ、日常の範囲でのチョットしたお手伝いをする事。

◇サポーターには“ありがたいの気持ち”として「サポート料」がエコロ会費の中から支払われます。

◇あなた自身が依頼者(助けてもらう人)であり、サポーター(手助けする人)です。

◇日常生活の範囲でできる、おたがいさまの関係ですから、ふだん通りに気張らずさりげなく・・・で大丈夫です。

顔の見える関係＝つながりを作りたい

～私たちがエコロに取り組むワケ～

暮らしの中でちょっと困った時、ちょっとだけ誰かに頼りたいとき、身近に助け合える関係があったらとても心強いし、安心して暮らせます。生協の目指す「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会」。

私たちはおたがいさまのたすけあいで、その実現を目指しています。

どんなときに、どんなサポートが使えるの？

どんなときでも

① 暮らしのサポート

あなたが「困った」と思ったら、理由は問いません。「困る」あなたをサポートします。
詳細は次ページP5へ



消費材の利用で困ったとき

視力が落ちてきたので注文書を書くのがつらい… P8

③ 注文代行

デポの帰り道で買った醤油を落として割った… P10

⑧ 消費材・受け取り容器の汚損・破損・盗難保障



組合員活動で困ったとき

【サポートします】

活動に参加して荷受けができない…………… P8

④ 消費材の保管・配達

会議参加で幼稚園のお迎えに間に合わない…………… P9

⑥ 家族の見守り・個人託児・送迎

イベントに参加したいが交通手段がない…………… P8

⑤ 活動参加時の送迎

【保障します】

イベント会場で子どもを預けたい…………… P12

⑯ 集団託児(主催者が用意する託児)

研修に参加するため延長保育を利用した…………… P9

⑦ 家族の施設利用

試食会でやけどをした…………… P10

⑨ 事故の治療費と入院見舞金

活動中に不慮の事故で亡くなった…………… P11

⑩ 死亡弔慰金

会議で借りた公民館の備品を壊した…………… P11

⑪ 対人・対物賠償責任保障

デポの買い物帰りに自転車がパンクした…………… P11

⑫ 自己所有物の破損・紛失・盗難保障

学習会の帰りに自動車で自損事故を起こした…………… P11

⑬ 自動車自損事故の見舞金

活動費の入ったカバンをひったくられた…………… P12

⑮ 活動費の盗難保障



お祝いします

本人・妻が出産した…………… P12

⑰ 赤ちゃん誕生祝い

エコロに加入して30年経った…………… P12

⑱ エッコロ加入30周年記念品



加入手続き



- ◇コールセンター・デポーに申し込むか、加入申込書(P27)に記入して配達便で出してください。
- ◇申し込みが受理された日から利用できます。
- ◇会費(月額100円)は共同購入代金と一緒に引き落とされます。

◇退会する場合はコールセンターに連絡してください。

◆コールセンター TEL 048-423-7991

受付時間 月～金 9:30～18:00

(夏季・年末年始の休業日を除く)

サポーター登録



- ◇登録をしてサポーターになりましょう。
- ◇会員本人と18歳以上の家族はサポーターになることができます。
- ◇サポーターになるとサポーターリストに登録され、コーディネートの対象になります。
- ◇WEBで申請するか、サポーター登録用紙(P16)を配達便またはデポーに提出してください。

◇登録内容に変更があった場合には、エッコロコーディネーターまたは福祉推進部へ、電話・メール(裏表紙参照)で連絡してください。

◇サポーター登録をしなくてもサポートをすることはできますが、リストに載らないためコーディネートを受けることができません。サポートがスムーズに成立するように、ぜひ登録しましょう。

サポーター保険

- ◇サポート中の傷害・賠償事故に適用されます。サポーターが安心してサポートを行うための保険です。
- ◇「⑥ 家族の見守り・個人託児・送迎」でエッコロ未加入者に依頼した場合も対象となります。
- ◇賠償責任保険は、サポート開始から終了までが対象です。
- ◇傷害保険は、サポーターが家を出てからサポートを終えて帰宅するまでが対象です。ただし、途中寄り道した場合の事故は対象外です。

◆サポーター保険が適用されないケース

- ・⑦ 家族の施設利用(P9参照)
- ・自動車による送迎中の事故
- ・消費材含む預かり品の保管・配達時の破損、汚損の保障

※上記3点について、保険対象外であることを利用者・サポーター双方で必ず確認してください。

事故が発生したときの連絡先
本部福祉推進部

TEL 048-424-2763

保険の種類	保険の内容	備考
賠償責任保険	身体・財物賠償 1億円 見舞金、事故・示談交渉費用 各30万円 人格権侵害賠償30万円(免責5,000円)	・対物(破損)の申請には写真が必要となります。 ・免責分は「⑭ サポーター保険の免責補填」を利用できます。(P12参照)
傷害保険	死亡・後遺障害 300万円 入院 3,000円/日 通院 2,000円/日	・入院180日間限度 ・通院90日間限度 ・サポート場所への往復も保障

※生協が申請し、保険会社の判断に基づき保険金が支払われます。

エコロサポートのきまり

- ◇サポートを依頼できるのはエコロ会員のみです。
- ◇サポーターになれるのは、エコロ会員本人と18歳以上の家族です。
 - ※「⑥ 家族の見守り・個人託児・送迎」のみ、エコロ未加入者もサポーターになれます。
- ◇家族間でのサポートは対象外です。
- ◇専門的な看護・介護には対応しません。同様に専門的な知識・技術が必要な保育、また首の据わっていない乳児へのサポートはできません。
- ◇感染症にかかっている場合、対面サポートは実施しません。
- ◇事前打合せの段階でサポーターが難しいと判断した場合にはサポートを実施しません。
- ◇予定外の依頼・当初の予定より大幅に時間がかかった場合はサポートを中止する場合があります。
- ◇依頼者がサポーターを自分で探した場合は、給付対象事由であることの確認のため、原則としてサポート実施前にエコロコーディネーターに連絡してください。
- ◇給付は15分単位です。

対象となる組合員活動とは

- ◇仲間づくり
- ◇会議、集会、企画、イベントの主催または参加
- ◇消費材の利用、受け取り、支払い（一部対象外あり）
- ◇デポーワーク

家族の範囲

- ◇エコロ制度で言う「家族」とは、同居・別居を問わず2親等までです。

サポート料の申請

- ◇申請は依頼者が行います。
- ◇サポート実施後60日以内に、指定の書式で申請してください。(時効は1年です)
 - ※「⑧ 消費材・受け取り容器の汚損・破損・盗難保障」のみ2週間以内。
- ◇申請書式はHPからダウンロードするか、一部WEBで申請できます。申請用紙を取り寄せたい場合にはコールセンター・配達担当にお問い合わせください。

サポート料の給付

- ◇サポート料はサポーターに支払われます。
- ◇申請内容を「エコロ福祉委員会」で審査後、翌月または翌々月の共同購入代金と相殺します。給付額は個人引落通知書の「エコロ給付」欄で、詳細は同時配布の「給付のお知らせ」で確認してください。
- ◇サポーターがエコロ未加入者、ワーカーズ、施設の場合は、依頼者に支払います。立て替え払いをし、領収書を添えて申請してください。
- ◇交通費や発生した実費は依頼者が負担します。

依頼者が申請書を提出



配達便またはデポーへ

ブロックエコロ福祉委員会で事由審査



給付

審査後、翌月・翌々月に
共同購入代金と相殺

検索 生活クラブ埼玉 エコロ書式



くらしのサポート

- ◇暮らしのなかで、ちょっと困った時にエコロ会員同士でたすけあうしくみです。顔の見える関係を地域に作ることを目指しています。
- ◇日常生活の範囲内でのお手伝いです。介護や看護など専門的な技術、知識が必要なサポートは行いません。
- ◇サポート料はエコロ制度からサポーターに給付され、依頼者負担はありません。ただし交通費や発生した実費は依頼者が負担します。

- ◇ワーカーズ利用補助制度が利用できます。(P20参照)
- ◇車両事故の保障はありません。送迎など車両を使用する場合は、サポーター保険の対象外であることを依頼者とサポーターで必ず確認してください。
- ◇消費材保管等、預かり物の破損汚損盗難の保障はありません。
- ◆ 家族間(2親等)のサポートはできません。

① 困ったときのサポート

こちらのQRから給付申請できます⇒



内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の家事 (掃除、洗濯、炊事、買い物、住居や庭の手入れ) ・ 家族の見守り、話し相手、託児 ・ 送迎、付添い ・ ペットの世話 ・ 自宅被災時の後片付け ・ インターネット関連の手伝い ・ 消費材の配達 		
給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ あなたが利用できる上限額 10,500円/年度 ・ サポーターに給付されるサポート料 700円/時間 ・ 30分までの事前打ち合せのサポート料は上限額 (10,500円) に含みません。サポーターには別途エコロ会費から給付します。 ・ 1回2時間程度を目安とし、15分単位で申請してください。 		
こんな時に使えます (利用例)	<p>【ケガや病気の時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院の付添いや診察券出し ・ 手を骨折したので掃除を頼みたい ・ 感染症の疑いで自宅待機中の買い物依頼 ・ 本人入院中の家族の食事の支度 	<p>【産前産後・子育て中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参観日に下の子を預かって欲しい ・ つわりがひどいので食事の支度をしてほしい ・ ハローワークに行くので子どもを預けたい ・ 産後なので班の荷受け場所から自宅まで消費材を運んでほしい 	<p>【困りごと何でもどうぞ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電球の付け替え、季節物の入れ替えなど軽作業 ・ インターネット上での各種申請などのスマートフォンやパソコンの操作 ・ 自宅が火事、片付けを頼みたい ・ 介護や育児、生活上のトラブルなどで困ったときのリフレッシュ ・ 急な出張になったので消費材を預かって欲しい

② 「生活と自治」リーディングサービス

- ・ 生活と自治の購読者で、希望する方が利用できます。組合員ボランティアが音訳しています。
- 【申込方法】 本部に電話で申し込み。毎月音声CDが届きます。依頼者の費用負担はありません。

くらしのサポート

①困ったときのサポート申請書[○月分]

(事由毎に月毎にまとめて翌月末までに提出)

◆支給限度額 くらしのサポート **10,500円/年度** (事前打合せ30分までは10,500円に含みません)
 上限金額管理は巻末の給付申請控えを使用しご自身でお願いします。

◆自分でサポーターを探した場合は**コーディネーターへの事前連絡**が必要です

依頼者記入欄

支部	いずれかに○	組合員コード	氏名	TEL (連絡の取りやすい番号)
○○支部	班 / 個配 / デポー	0 1 2 3 4 5 6	生活花子	0 1 2 - 3 4 5 - 6 7 8 9

▽ サポート内容が複数の場合は番号を記入 ▽ 該当するコーディネート方法に○

依頼理由 (どうして)	番号	サポート内容 (何をしてもらったか)	コーディネート方法			ワーカーズ 利用	サポート場所
			自分で 探した	エッ さん ココ	ネ コ ー デ ィ		
足をケガした	①	班に届いた消費材を4階の自宅 台所まで運ぶ			○		依頼者宅 その他 ()
	②	部屋の掃除をしてゴミを分別			○	✓	依頼者宅 その他 ()
	③	子どもを保育園に迎えに行き、サポ ーター宅で預かってもらう	4 / 30				依頼者宅 その他 (サポーター宅)

△ サポーターを自分で探した場合はコーディネーターに
連絡した日付を記入します

サポーター記入欄 (ワーカーズに依頼した場合は組合員コード欄にワーカーズの団体名を記入)

上記の番号と下記のサポート内容の番号を合わせてください

サポート日	サポート時間	サポート内容	サポーター氏名	組合員コードまたはワーカーズ名	金額
4月0日	30分	事前打合せ	山田太郎	1234567	350円
4月0日	1時間15分	①消費材配達	山田太郎	1234567	875円
4月0日	1時間00分	②部屋の掃除	山田太郎	1234567	700円
4月0日	1時間00分	②部屋の掃除		ワーカーズコレクティブえがお	1200円
4月30日	時間45分	③迎えと託児	生協美子	5678901	525円

サポート料 金額計算	700円×サポート時間計 (3時間30分) = 2,450円
ワーカーズ利用料金金額計算	1,200円×サポート時間計 (1時間00分) = 1,200円

- ・申請時間は15分単位です。(175円/15分) (サポーターの行き帰りの時間は含まない)
- ・サポート料はサポーターに給付します。
- ・ワーカーズ利用の場合、サポート料は依頼者に給付します。立替払いをし、領収書を添付して申請してください。
- ・ワーカーズ利用補助制度の詳細はP20参照。
- ・交通費や発生した実費は依頼者が負担します。

申請書提出後に開催される「エッコロ福祉委員会」での事由審査を経て翌月・翌々月の給付となります。

組合員活動サポート

◇会員本人が、組合員活動を行う場合のサポートです。

◆対象となる組合員活動

- ・仲間づくり
- ・会議、集会、企画、イベントの主催または参加
- ・消費材の利用、受け取り、支払い（一部対象外あり）
- ・デポーワーク

デポーワークとはデポー組合員が主体的にデポーの運営に参加する仕組み。ワーク登録をして、フロアへの荷出しや年末年始の予約品の受け渡しなどを行います

◇託児の対象は、首の据わった乳児から小学生までです。

◇サポート料はエコロ制度から給付され、依頼者負担ではありません。ただし交通費や発生した実費は依頼者が負担します。

⑩集団託児のサポーターの交通費はエコロ制度で負担します

◇家族間(2親等)のサポートは対象外です。

◇サポート依頼の場合、デポーでの利用促進等の不特定多数に向けたイベント参加や買い物を理由とする利用はできません。

◇活動保障の場合、荷受け場所やデポーへの買い物の行き帰りも対象です。ただし、寄り道をしたときの事故は対象外です。

WEBにてサポート料の申請できる項目にはQRが掲載されています

<h3>③ 注文代行</h3>	<p>サポート料300円/回（年度内52回まで）</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OCRの記入、提出 ・電話、eくらぶでの注文 ・カタログやチラシの読み上げ、説明 <p style="text-align: right;">給付申請QR⇒ </p>	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視力が弱かったり、細かい字が見えにくいとき ・文字の記入が難しいとき ・日本語での電話や読み書きに困難があるとき 
<p>※デポー利用時は対象外です。買い物に支援が必要なときは「くらしのサポート」を利用してください。</p>	
<h3>④ 消費材の保管・配達</h3>	<p>サポート料300円/回（回数制限なし）</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りに行くまでの保管 ・消費材を家まで運ぶ <p style="text-align: right;">給付申請QR⇒ </p>	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動に参加して班の荷受けができないとき ・活動場所が遠くて、当日中に取りにいけないとき
<p>※組、結での保管は対象外です。 ※デポー利用時は対象外です。日時の決まっている荷受けではないので、活動のない時に利用してください。 ※組合員活動サポートでの消費材の保管・配達時の破損・汚損については⑧で保障されます。</p>	
<h3>⑤ 活動参加時の送迎</h3> <p>車両事故時の補償はありません。</p>	<p>給付内容：参加者に同乗する場合 片道上限30分（350円） 回数制限なし 非参加者が送迎する場合 700円/1時間（15分単位）金額・回数上限なし</p>
<p>※サポーターの行き帰りの時間は含まれません。 ※サポーターの交通費は依頼者負担です。 ※デポーでの買い物、荷受け場所への移動は対象外です。</p> <p style="text-align: right;">給付申請QR⇒ </p>	

<p>⑥ 家族の見守り・個人託児・送迎</p>	<p>サポート料：700円/時間（時間制限なし） 給付限度：5,000円/回（回数制限なし） ワークス利用補助制度使用可(P20参照)</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動参加中の家族の見守り・託児・送迎 ・エコロ未加入者のサポーターも可 	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デポールの学習会に参加するが、幼稚園のお迎えに間に合わないため、園に登録している友人に迎えを頼むとき ・リモート会議に参加する間、自宅で高齢の親を見守ってもらうとき ・参加したいイベントに集団託児がないとき
<p>※自分でサポーターを探した場合はコーディネーターへの事前連絡が必要です。 ※サポーターがエコロ未加入者・ワークスの場合は領収書が必要です。サポート料は立て替えて領収書をもってください。この場合はWEBでの給付申請はできません。配達便またはデポールで提出してください。 ※サポート時間は15分単位です。※送迎中の車両事故の保障はありません。 ※交通費や発生した実費は依頼者が負担します ※デポールでの買い物、注文書の記入時、eくらぶでの注文時、荷受け・荷分け時は対象外です。</p> <p style="text-align: right;">給付申請QR⇒ </p>	

<p>⑦ 家族の施設利用</p>	<p>給付限度：5,000円/回（回数制限なし）</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動中、家族が通常利用している施設の時間延長や一時預かりを利用する ・高齢者や障害のある家族なども対象 <p>対象となる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園、学童保育、高齢者・障害者施設、ファミリーサポートセンター、ベビーシッター、介護ヘルパー、生活支援等事業者 	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントに参加するため、延長保育を利用するとき ・運営委員会等に参加するため、親をデイサービスに預けるとき ・宿泊研修に参加するため、預け慣れているベビーシッターを利用するとき 
<p>※複数人が利用した場合(兄弟姉妹、両親など)利用者1人に対して限度額 1回5,000円です。 ※デポールでの不特定多数に向けたイベントへの参加の場合は対象外です。 学習会への参加や主催者として活動する場合は利用できます。 ※デポールでの買い物時は対象外です。活動参加前後に買い物をした場合は買い物中の時間を除いて申請してください。 ※交通費や発生した実費は依頼者が負担します。 ※注文書の記入時、eくらぶでの注文時、荷受け・荷分け時は対象外です。 ※施設発行の領収書が必要です。(コピー可) ※サポーター保険対象外。</p>	

<p>⑧ 消費材・受け取り容器の 汚損・破損・盗難保障 【配達当日限定】</p>	<p>給付限度：汚損・破損 30,000円/年 盗難 30,000円/年 受け取り容器代 10,000円/年(班・組) 1,500円/年(個配)</p> <p>給付対象：被害実額</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配達当日の被害の実額(使えない部分のみ)補償 ・デポーや配達場所から自宅玄関に入るまでが対象 	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配達先に取りに行ったら、消費材がなくなっていたとき ・玄関に入る前に消費材を落として割ったとき ・カラスや猫などに消費材を荒らされたとき
<p>※荷分けミス・遅配・誤配でないか確認してください。 ※配達明細表の金額は税込金額です。(消費税分請求可) ※班・組の方は還元額分(4%値引き分)を差し引いた金額を記入してください。 ※汚損・破損は使用に耐えない場合とし、動物による被害も補償します。 ※デポーや配達場所から自宅玄関に入るまでが対象です。ただし、寄り道をした場合は補償しません。 ※デポー店内での未清算消費材は生活クラブ負担です。 ※受け取り容器代は班・組にエコロ未加入者がいた場合、その分減額になります。 ※2週間以内に申請してください。</p>	
<p>⑨ 事故の治療費と 入院見舞金</p>	<p>給付額：治療費実費 単年度通算50,000円限度 入院見舞金 1事由10,000円/回 (回数限度なし ただし1事由につき1度)</p>
<p>できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動中の本人が不慮の事故で通院、入院した場合の治療実費補償 ・入院見舞金の支払い ・補聴器・メガネ等の身体機能を補う医療器具修理費も治療費の範囲とする 	<p>例えば、どんな時に使えるの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デポーでの買い物中にケガをして通院したとき ・消費材の受け取りやデポーの行き帰りに転倒して入院したとき ・交流会参加中にメガネを壊したとき 
<p>※一事由につき一申請(通院・入院通算)です。最終支払後60日以内に申請してください。 ※申請には治療費・修理費等の領収書が必要です。(コピー可) ※荷分け中、デポーでの買い物中も対象です。 ※荷分け場所やデポーからの行き帰りも対象です。ただし、寄り道をした場合は補償しません。 ※注文書の記入時、eくらぶでの注文時は対象外です。</p>	

⑩ 死亡弔慰金	給付額：15,000円
<p>※本人が活動中の不慮の事故で死亡した場合。弔慰金をご遺族にお支払いします。 ※デポーや荷受け場所からの行き帰りも対象です。ただし、寄り道をした場合は対象外となります。 ※発生からなるべく60日以内に申請してください(事由発生から1年経過すると申請できなくなります)</p> <p style="text-align: right;">給付申請QR⇒ </p>	
⑪ 対人・対物 賠償責任保障	給付額：単年度通算50,000円限度 給付対象：治療費及び修理費等
できること <ul style="list-style-type: none"> ・本人の活動中に賠償責任が生じた場合の治療費 ・修理費等の補償 	例えば、どんな時に使えるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・試食会に参加した時に、公民館の備品を壊した ・イベントでテントが倒れ来場者にケガをさせた
<p>※事由発生後すみやかに、コールセンター・デポーに連絡してください。 ※自動車による事故は対象外です。 ※賠償責任の相手は問いません。 ※荷分け中、デポーでの買い物中も対象です。 ※荷分け場所やデポーからの行き帰りも対象です。ただし、寄り道をした場合は補償しません。 ※治療費・修理費等の領収書(コピー可)が必要です。対物賠償申請には写真を添付してください。</p> 	
⑫ 自己所有物の 破損・紛失・盗難保障	給付額：単年度通算10,000円限度 給付対象：被害実費
できること <ul style="list-style-type: none"> ・本人の活動中の自己所有物の破損・紛失・盗難被害の補償 ・自転車、バイクを含む 	例えば、どんな時に使えるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・支部活動に参加した時に、靴を間違えられた ・デポーの帰りに自転車のタイヤがパンクした ・持参したカメラがなくなり、盗難届を出した
<p>※事由発生後すみやかに、コールセンター・デポーに連絡してください。 ※盗難の場合は警察署に盗難届を提出し、盗難受理番号を記入してください。 ※買替え、修理費等の場合は領収書が必要です。(コピー可)</p> 	
⑬ 自動車自損事故の 見舞金	給付額：5,000円/回(回数制限なし) 警察に届けた上、事故証明を添付して申請
できること <ul style="list-style-type: none"> ・本人の活動中または活動参加のための自動車運転中の自損事故の見舞金 	例えば、どんな時に使えるの？ <ul style="list-style-type: none"> ・自宅から活動場所へ向かっているときに電柱に衝突した ・チラシまきでの移動途中で停車しようとしてガードレールに接触した
<p>※荷分け中、デポーでの買い物中も対象です。 ※荷分け場所やデポーからの行き帰りも対象です。ただし、寄り道をした場合は補償しません。</p>	

⑭ サポーター保険の 免責補填	給付額：5,000円/回 （回数制限なし） サポーター保険適用後に賠償責任保険の免責部分 (5,000円)の自己負担が生じた場合に補填
----------------------------	--

※サポーター保険の申請書と一緒に提出してください。
 ※破損の場合には、写真を添付してください。

⑮ 活動費の盗難保障	給付対象：被害実額×構成員のエッコロ加入率 申請には警察署の盗難届受理番号が必要です
-------------------	--

できること ・組・地区・支部・デポの活動費・組合員活動費 の盗難保障(結は対象外)	例えば、どんな時に使えるの？ ・活動費を家で保管中、盗難にあった。 ・活動費の入ったカバンを盗られた。
--	--

※エコロ未加入者がいた場合はその分減額となります。
 ※販売の場での売上金盗難は対象外です。



⑯ 集団託児 (主催者が用意する託児)	サポート料：700円/時間 （回数・時間制限なし）
----------------------------	----------------------------------

できること ・活動会場などで参加会員の子ども・孫を預かる	例えば、どんな時に使えるの？ ・主催者が託児を用意実施する会議やイベント等に 参加するとき
--	--

※主催者が託児態勢を整えます。
 ※依頼者は主催者へ託児を申し込んでください。(P17参照)
 ※依頼者がエコロ未加入者の場合、子ども・孫1人あたり500円を徴収します。(当日加入可)
 ※サポート時間は15分単位、2時間までを目安とします。

お祝い

⑰ 赤ちゃん誕生祝い	給付内容：石けんセットと木のおもちゃ ※内容は変更する場合があります
-------------------	---------------------------------------



・本人・配偶者が出産したときのお祝い ・赤ちゃんひとりに1セット ・エコロ制度加入後の出産に限ります	出産後60日を目途に、本人または家族が申請して ください。(事由発生から1年経過すると申請できなくな ります)
--	---

給付申請QR⇒



<div style="text-align: center;"> <p>祝30周年</p> <p>⑱ エッコロ加入 30周年記念品</p> </div>	エッコロ加入継続30年目のエコロ会員に、 お知らせを兼ねた記念品の申請書が届きます。 明記された締め切りまでに提出して受け取って ください。
---	---

サポートを依頼するとき

◇困っていることを確認しましょう

- ・暮らしの中のちょっとした困りごとの場合…くらしのサポート①が使えます。
- ・組合員活動が理由の場合…組合員活動サポート③④⑥⑩が使えます。
(夏場の草取り等、熱中症の危険があるサポートはコーディネートできない場合があります)

◇依頼メモを記入しましょう

- ・これを作成してから電話してね！みんながあなたの困ったをサポートしやすくなります。
- ・P4～P12を見ながら、サポーターに頼みたいことを☑してください

家事一般

- 買い物
- 食事の準備や後片付け
- 洗濯・布団干し・衣類の整理
- 掃除・ゴミ出し・片付け
- 季節品の入れ替え

託児・見守り

- 0歳～小学生までの託児
(首のすわらない乳児は対象外)
- 家族の見守り、話し相手

その他

- 庭や植物の簡単な手入れ(水やり・草とり)
- ペットの世話
- 送迎(車両事故の補償はありません)
- 外出付き添い(通院・散歩・買い物)
- 簡単な修理(電球の付け替えなど)
- 診察券出し
- インターネット関連の手伝い
- 災害時の後片付け
- 消費材の注文代行
- 消費材の保管・配達

※サポート時間の目安 _____ 時間 _____ 分くらい(サポート料の給付は15分単位です。)

※ワーカーズ利用補助制度(P20)を _____ 利用する _____ 利用しない

上記項目以外の事や、気になることを記入しておきましょう。

あなたの組合員番号 _____ ブロック名 _____ 支部名 _____

エコロコーディネーターの名前 _____ 連絡先 _____
(裏表紙で確認できます)

支部のエッコロさんの名前 _____ 連絡先 _____
(支部配布物などで確認してください。わからないときは福祉推進部まで問い合わせてください)

◇メモを手元に、連絡しましょう

まず自分の名前、組合員コード、支部またはお住まいの市町村を伝えてください。

- ・サポーターを自分で探す時 ➡直接サポーターに連絡 ➡サポートが決まったらエコロコーディネーターに連絡
- ・サポーターを探して欲しい時 ➡エコロコーディネーターに連絡(裏表紙参照)
- ・支部にエコロさんがいる場合 ➡エコロさんに連絡(連絡先は支部配布物等で確認)

※「支部」と「組合員コード」「エコロさんの連絡先」をこのページやガイドブックの裏表紙に控えておくとう便利です。連絡先の携帯電話への登録もお願いします。

◇事前打ち合せを設定しましょう

- ・お互いの安心のために、顔を合わせて打ち合せを行います。サポーターが確定したら、事前打ち合せの日時も決めましょう。
- ・30分までの事前打ち合せのサポート料は上限額(10,500円)に含みません。ただし、打ち合わせ時間はサポート時間に含まれます。時間×サポーター人数で算出し申請してください。
- ・訪問のためのサポーターの交通費は依頼者負担です。

◇サポート当日の注意

- ・依頼内容は明確に伝えましょう。当日その場での急な依頼や大幅な時間の延長は、原則として対応できません。
- ・サポートに必要な物品は依頼者が用意します。なるべく生活クラブの消費材を使ってサポートさせてください。
- ・申請書を用意し、記入内容をサポーターとともに確認しましょう。申請書はサポート終了後、すみやかに提出してください。
- ・組合員活動サポート「⑥ 家族の見守り・個人託児・送迎」でエコロ未加入者にサポートを依頼したときは、立て替え払いをして領収書をもらってください。申請書についている領収書を利用する場合は切り取らず提出してください。
- ・組合員活動サポート「⑦ 家族の施設利用」を利用したときは、立て替え払いをし、施設発行の領収書を申請書に添付してください。(コピー可)
- ・交通費は依頼者の負担です。当日精算してください。
- ・貴重品の管理は、ご自身でお願いします。

◆エコロサポーターができないこと

- ・医療行為(服薬管理・点眼・褥瘡(床ずれ)の処置・点滴の抜針等)
- ・介護行為(更衣・入浴・排泄・食事・体位変換・起居等の介助、洗顔・洗髪・口腔ケア等の身体介助)
- ・専門的な知識や技術を要するサポート
- ・感染症にかかっている人との対面のサポート
- ・当日その場での新たな依頼(予定外の依頼は原則不可です)

自分でサポーターを探すとき

- ・組合員活動サポートの「⑥ 家族の見守り・個人託児・送迎」の場合は、家族以外の誰にでも依頼できます。
- ・上記以外の依頼をするときは、サポーターがエコロ会員または登録済みの家族サポーターであることを確認しましょう。エコロ未加入の組合員である場合は、会員登録をお勧めしましょう。(当日加入もOKです。)
- ・依頼内容が給付対象であることを確認するため、サポート実施前にエコロコーディネーターに連絡しましょう。事前連絡が難しい場合はサポート実施後すみやかに連絡してください。申請までにエコロコーディネーターへの連絡がない時は、事由審査の対象外となる場合があります。
※依頼内容が給付対象外となった場合は、サポーター保険も適用されません。サポーターを守るためにも、事前連絡をお願いします。

サポートをするとき

◇依頼を受ける前に

- ・サポーターになれるのはエッコロ会員本人と18歳以上の家族です。
- ・エッコロ未加入の方は、加入してからサポート依頼を受けてください。
(組合員活動サポート「⑥ 家族の見守り・個人託児・送迎」のみ、エッコロ未加入者もサポートできます。)



◇依頼を受けてから当日まで

- ・都合が悪くなった時は、早めにエッコロさん、またはエッコロコーディネーターに連絡してください。
- ・身体の具合が悪くなった時、急用ができた時は、当日でも無理をしないで断ってください。
- ・前日17時から当日に急に都合が悪くなった場合には依頼者に直接連絡してください。
- ・サポーター本人や家族に感染症の疑いがある場合はサポートできません。

◇事前打ち合わせに伺いましょう

- ・お互いの安心のために、顔を合わせて打ち合わせを行います。
- ・打ち合わせの開催主体者は「サポート依頼者」ですが、サポーターもコーディネーターを通して事前打ち合わせを希望することができます。サポートが決まったら、事前打ち合わせの日時も相談して決めましょう。
- ・打ち合わせ時間はサポート時間に含まれます。(年間上限には含まれません)訪問のための交通費は依頼者負担です。

◇サポート当日の注意

- ・身支度を整えて訪問し、まずは笑顔で自己紹介しましょう。
- ・依頼者は出産の前後や病気後等、様々な事情で困っているという事情を理解して、穏やかに接しましょう。個人的なことを詮索したり、自分の考えを強く主張しすぎたりしないよう気をつけましょう。
- ・サポート時に身につけるもの(エプロン、手袋、マスク等)は、サポーターが用意します。
- ・終了後、サポートした内容を申請書に記入し、依頼者と一緒に確認しましょう。
- ・申請書の提出は依頼者が行います。
- ・交通費は依頼者の負担です。当日精算し受け取ってください。
- ・持ち物、特に貴重品の管理は、ご自身でお願いします。



こんにちは!
エッコロサポーターの
〇〇です。

◆プライバシーを守りましょう

- ・依頼者のお宅で見知ったことは、第三者に(家族や友人等、誰にも)話さないでください。



エコロサポーター登録用紙（新規・継続）

エコロ会員と18歳以上の家族（家族サポーター）が登録できます
家族サポーターにもサポート料を給付します。ただしサポート依頼はできません。また、家族間のサポートはできません。
（エコロ会員の口座にて共同購入代金と相殺します。）

サポーター登録者名 _____

いずれかに○→（ エコロ会員 / エコロ会員の18歳以上の家族 ）

固定電話 _____ 携帯 _____

優先して連絡する方に○→（固定電話 / 携帯 / メール） _____

メールアドレス _____



↑こちらから登録できます

※後日コーディネーターからサポート依頼の連絡をすることがありますので日中連絡が取れる方法を記入してください。

（エコロ会員の氏名 _____ 支部名 _____ 組合員コード _____ ）

できる番号に○を付けてください。

20 年 月 日記入

番号	サポート内容	サポート料
1	買い物	700円/時間
2	食事の準備	
3	洗濯・布団干し・衣類の整理	
4	掃除・ゴミ出し・片付け	
5	季節品の入れ替え（ストーブ、扇風機など）	
6	植木・鉢花の水やり、草むしり等簡単な庭の手入れ	
7	集団託児（組合員活動の会場での子どもの預かり）	
8	個人託児（個人宅での子どもの世話）	
9	高齢者・障害者等、会員家族の見守りや話し相手	
10	ペットの世話	
11	送迎（車両事故の補償はありません）	
12	外出付き添い（通院・散歩・買い物など）	
13	簡単な修理（電球の付け替えなど）	
14	診察券出し	
15	インターネット関連の手伝い	
16	火事・災害時の後片付け	
17	消費材の注文代行	
18	消費材の保管・配達	くらしのサポートの場合：700円/時間 組合員活動サポートの場合：300円/回
その他	できることがあれば記入してください。	

サポート実施可能日と時間帯 （○または具体的に希望があれば記入）	月 火 水 木 金 土 日 不定期	午前 午後 時から 時頃まで
サポートエリアと条件	（記入例：〇〇市内、〇〇駅から徒歩何分以内、駐車場がある、真夏・年末年始以外、など）	

（この情報はエコロコーディネートとエコロ推進のために使用します。）

集団託児手引き（依頼者用）

- 注意事項**
- ・キャンセルの場合は、わかった時点で必ず主催者に連絡してください。
 - ・体調の悪いお子さんは、預けられません。

預けるとき

- ・託児を利用する際は、開催時間の15分前に会場に来てください。
- ・託児カードを記入の上、当日サポーターに提示してください。
- ・身に付けている物には、記名をお願いします。(靴にもお忘れなく。)
- ・持ち物はバッグ1つにまとめ、バッグにも名前をつけてください。
- ・食事は食べさせて来てください。
- ・おもちゃやおやつは持たせないでください。(やむを得ない場合は依頼者の判断でお願いします。)
- ・トイレ、オムツ替えはお子さんを預ける前に済ませておいてください。
ポリ袋にオムツを入れてきてください。使用済みのオムツをその中に入れて持ち帰ります。
- ・お子さんに、預ける理由と、必ず迎えに来ることをきちんと伝えてください。
- ・トラブル防止のため、サポーターはお預かりしたお子さんに食事をさせることはしません。

託児中

- ・子どもの様子を見に行くのは、極力控えましょう。
やむを得ず、託児途中でお子さんを会場（依頼者）まで連れて行く場合があります。
- ・食事等でサポーターの休憩中はお子さんを依頼者に戻します。

終了後

- ・イベント（活動）終了後、すみやかにお子さんを迎えにいらしてください。
- ・使用済みのオムツはお持ち帰りください。

持ち物チェック ※下記以外に必要な物は各自でご用意ください。また管理も各自でお願いします。

- 託児カード 着替え 紙おむつ（ポリ袋へ入れてください。） おしりふき
- 抱っこ紐やおんぶ紐 ポリ袋（汚れたものを入れます） ハンドタオル
- バスタオル（お昼寝の時間にかかる場合） 飲み物 ※全ての物に記名をお願いします。

-----キリトリ-----



依頼者氏名 _____ 託児カード _____ 年 月 日
_____ お子さんとの続柄（ 母 父 祖母 祖父 ）

ふりがな

お子さんの氏名 _____ 男 女 年齢 _____ 才 _____ ヶ月

普段の呼び方（ _____ ）

今日の体温（ _____ ℃ ） 平熱（ _____ ℃ ）

アレルギー 無 ・ 有（ _____ ）

お預かり前の食事 朝食 昼食 何時頃（ _____ ）

排便 済んだ ・ まだ

お預かり中連絡のつく携帯電話（ _____ ）

興味がある物・好きな遊び（ _____ ）

苦手な事、嫌な事（ _____ ）

その他注意することなどありましたらお書きください
（ _____ ）

集団託児手引き（サポーター用）

依頼を受けてから当日まで

- ・ サポート依頼を受けて都合が悪くなった時は、早めに主催者またはエッコロさんまたは、エッコロコーディネーターに連絡してください。身体の具合が悪くなった時、急用ができた時は、当日でも無理をしないで断ってください。
- ・ 参加者の都合で託児をキャンセルする場合があります。

子どもを預かる時

- ・ 依頼者やサポーター同士で名前が分かるよう名札（主催者が用意）を付けてください。
- ・ 託児カードの確認、飲み物の確認をしてください。（持参していない場合は、水道水を飲ませて良いか聞きましょう。）
- ・ 子どもの背中と持ち物に名前をつけてください。（食べ物は預からないでください。）
- ・ 子どもに食べさせて欲しいと求められたら、依頼者（親）が託児室以外で食べさせるように説明してください。（託児室内でのサポーターによる子どもの飲食は禁止です。）

サポート中の注意点

- ・ 託児室の安全確認とドアは閉めるなど、配慮してください。
- ・ 一人遊びをしている子どもでも目を離さないでください。
- ・ 子ども一人で、部屋の外へ行かせないでください。
- ・ サポーターだけで手が回らない時は、抱え込まないで主催者へ相談してください。（事故の回避）
- ・ 泣き方がひどい、長く泣き止まない時、具合が悪そうな時は、依頼者へ連絡し、連れて行く、呼びに行くなどの対応をお願いします。（※NP講座、ほめ*トレの時は原則として、泣き続けても預かることになっています。）
- ・ 食事等、休憩時間は子どもを依頼者へ戻してください。なお、休憩時間はサポート料の対象とはなりません。
- ・ 託児中は携帯電話の電源を切るかマナーモードにして、使用は控えてください。
- ・ 子どもを連れて室外に行く時は、ほかのサポーターに声をかけてください。



エコロさんとたすけあいグループ

◇エコロさん

- ・支部内で、サポートを依頼する人とエコロサポーターをコーディネートする人です。
- ・エコロさんは1支部に1人です。
- ・エコロコーディネーターから支部内のサポート依頼があったときも対応します。

◇たすけあいグループ

- ・支部内のたすけあいと顔の見える関係作りが円滑に進むことを目的に、サポーターのグループ化ができます。

- ・意思あるサポーターで構成し、グループへの参加は任意です。
- ・グループとして、サポート項目・活動エリアを決めて活動できます。
- ・対応窓口となる代表者を選出します。
- ・「たすけあいグループ登録届」を支部に提出し、連携します。支部組合員へ、活動を広報しましょう。
- ・支部には複数のたすけあいグループを設置できます。

たすけあいグループの可能性

たすけあいのまちづくりを進めるうえで、たすけあいグループは無くてはならない存在です。

たくさんの方が活動することで、たすけあいの輪が広がります。たすけあいグループはワーカーズや

NPO法人になることで、生活クラブ共済ハグくみのケアサービスやエコロ制度の

ワーカーズ補助制度の担い手として活躍していくこともできます。

◇費用補助【専用書式をホームページからダウンロードして申請してください】

項目	エコロさん	たすけあいグループ
手数料	サポート依頼を受けた時点で200円/人・回 ※集団託児でサポーター3人ならば600円 くらしのサポートで同じ人が3回行ったら600円	
会議費	1000円（茶菓子代、印刷代等）／月1回	
会場費	上記会議の会場費の実費	
立上げ準備費		結成届提出からさかのぼって、 3ヶ月以内の会議費・会場費
交通費・通信費	実費	

◇組織状況（2023年12月現在）

埼玉55支部のうち、25支部でエコロさんやたすけあいグループが活躍しています

ブロック名	狭山	所沢	川口	大宮	熊谷
ある た エ す け あ い グ ル ー プ が	毛呂山	富士見・三芳	川口	春日部	熊谷
	入間	新座		加須	比企
	日高	和光			本庄
	飯能	朝霞			吹上
		志木			秩父
		ふじみ野			小川
					羽生
					北本
					深谷

※問い合わせは、ブロックのエコロコーディネーターまたは本部福祉推進部まで。

ワーカーズ利用補助制度

- ・サポーター登録者からサポートできる人が見つからなかった場合に、近隣の「たすけあいワーカーズ」に仕事として依頼できる仕組みです。
- ・エコロ制度利用時はワーカーズへの入会金や年会費等の負担なく利用できます。
- ・利用料は各ワーカーズごとに異なりますが、限度額分までエコロ制度からの給付が受けられます。

◇対象となるサポート項目

- ・①困ったときのサポート
- ・組合員活動サポート⑥ 家族の見守り・個人託児・送迎

◇利用方法

1. 支部のエッコロさんかエコロコーディネーターに連絡してください。
2. エッコロコーディネーターがサポーター登録者にあたってみて、サポートできる人がいない、見つからない場合は、エリアで活動しているワーカーズにつなぎます。
3. サポート利用後は依頼者がワーカーズ利用料を支払い、領収書を添付して申請書をセンターに提出します。(700円との差額を自己負担する場合はエコロ制度から給付を受ける額を申請額の欄に記入する。)
4. エッコロ福祉委員会の事由審査後に依頼者に給付されます。(共同購入代金と相殺)

◇活用例

◆困ったときのサポート

基本料金1,500円のワーカーズに2時間依頼した場合

【パターンA】

1,500円×2=3,000円をエコロ制度から給付を受けると、今年度中に残り7,500円分のサポートが受けられる。

【パターンB】

1,500円-700円=800円は自己負担として、700円×2=1,400円の給付を受けると、今年度中に残り9,100円分のサポートが受けられる。

※どちらのパターンで利用するかは自分の都合で決められます。限度額を超えても継続してサポートを依頼したい時には、ワーカーズの会員となって引き続き利用できます。

※交通費は依頼者負担です。

◆組合員活動サポート

基本料金1,500円のワーカーズに依頼した場合

年度内の回数には制限はないが1回5,000円の限度があるため、1,500円×3.25=4,875円なので、1回、3時間15分まで依頼できます。(実際のサポート時間は各ワーカーズと相談して決めてください。)

※ワーカーズのサポートは最低1時間から利用できます。土・日・祝及び時間外(延長)等の料金は基本料金より割増しとなる場合があります。

詳しくは各ワーカーズに問い合わせてください。

各ワーカーズの情報はこちらから⇒



利用可能なワーカーズ (2024年1月現在)

ブロック	利用できる自治体名	たすけあいワーカーズ名 連絡先	基本料金/ 1時間
狭山	鶴ヶ島市 坂戸市 鳩山町 毛呂山町 川島町 越生町 ときがわ町	特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ a.n (あん) 080-6602-4865	1,500円
	入間市 狭山市	労働者協同組合つどい ワーカーズコレクティブ たすけあい 結ま〜る 042-983-8011	1,500円
	川越市	NPO法人 ワーカーズコレクティブ ま・た・ね 070-8960-8966	1,800円
	日高市 飯能市	労働者協同組合つどい ワーカーズコレクティブ たすけあいえがお 042-983-8011	1,500円
所沢	所沢市 富士見市 三芳町 新座市 和光市 朝霞市 志木市 ふじみ野市	労働者協同組合 W.coたすけあい 輪っはっは 04-2943-1210	1,500円
川口	さいたま市 (浦和区,中央区, 南区,緑区,桜区) 蕨市 戸田市 川口市	NPO法人 たすけあいワーカーズ この指とまれ! 048-753-9315	1,400円 +税
越谷	越谷市 吉川市 松伏町 三郷市 八潮市	NPO法人子育て支援 ワーカーズコレクティブ みるく (はぐはぐ) 080-2055-2092	1,200円
	草加市	NPO法人 ワーカーズコレクティブ ひまわり 048-943-0909	1,200円
大宮	さいたま市 (大宮区,西区, 北区,岩槻区) 蓮田市 春日部市 白岡市	特定非営利活動法人 あいのて 048-689-3515	1,500円
	加須市 久喜市 (旧菖蒲町は除く)	特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ きらきら館 070-2796-6448	1,200円
熊谷	桶川市 北本市 鴻巣市 (旧吹上町 は除く) 旧菖蒲町	NPO法人 ワーカーズコレクティブ てとて 080-3914-4146	1,800円
	東松山市 吉見町 嵐山町 滑川町 深谷市 寄居町 小川町	特定非営利活動法人生活工 房つばさ・游 福祉部門 ワーカーズコレクティブ サポートベリ 090-6165-9651	2,000円
	旧吹上町 行田市	特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ こうさてん 048-598-7614	2,000円

よりそいサポーターとTハウス

誰もが安心して集い、気軽に相談できる居場所

Tハウスとは

- ・暮らしの中の「ちょっと教えて」「困ったな」について話を聞き、いっしょに考えます。寄り添って、分かる人や機関につなげます。
- ・運営の中心は養成講座を受講した、よりそいサポーターが担います。
- ・予約や登録は不要、開催中の出入りは自由です。
- ・定期的に継続して、開催します。
- ・身近に顔の見える関係を作るために、小さくたくさんつくっていきましょう。
- ・地域の暮らしを豊かにするために、組合員だけでなくみんなでさまざまなことを考えていきましょう。

Tハウスを始めるには？

- ①よりそいサポーターになりましょう
よりそいサポーター養成講座を受講します。エコロ会員なら、誰でも受講できます。
養成講座開催については、COMEONかもんやホームページで広報します。
詳しくは福祉推進部まで。TEL：048-424-2763
- ②仲間を誘いましょう
Tハウスは複数人での開催を勧めています。ひとりで抱え込まないためにも、定期的に継続していくためにも、周囲の仲間へ声をかけ、一緒に開催していきましょう。
- ③Tハウス設置申請をしましょう
よりそいサポーターが「Tハウス設置申請書」を支部に提出します。また次年度、継続する場合も「Tハウス設置申請書」を2月末までに支部に提出します。

よりそいサポーターとは

- ・よりそいサポーターは「福祉の視点を持つ居場所＝Tハウス」をつくる人です。よりそいサポーター養成講座を受講し、交流・相談・ケアの機能を持ったTハウスを仲間と共に運営します。誰でも気軽に立ち寄れる場所をつくり、話を聞き、話したくない人に寄り添い、一緒に考えることが大切な役割です。
- ・ここで言う相談・ケアは、暮らしの中での「ちょっと教えて」「困ったな」について、話を聞きいっしょに考えることを言います。
- ・養成講座受講後は支部と協力しながら、居場所作りのキーパーソンとして拠点などで活躍します。

Tハウスの補助

Tハウスの申請書式等はこちら→



補助の種類	補助内容	条件・その他
「Tハウス」設置時補助 5,000円限度	・設置に必要な費用(看板、文具、茶器、コーヒーメーカーなど) ・設置申請から6ヶ月程度の間購入したもの	・Tハウス設置時補助申請書に、領収書を添付して申請します。
「Tハウス」開催時補助 3,000円/月	・会場費 ・茶菓子等食品購入費、消耗品費 ・チラシ代 ・講師料(1,000円/月+交通費) ・スタッフ交通費・通信費	・参加者から徴収する参加費で不足する費用を補助します。 ・他の補助との重複不可。 ※図書、備品は対象外です。 (参加費での購入は可)

開催のしかた

- ・事前に組合員や地域に向けて、お知らせをします。
- ・Tハウスの広報(チラシ等)は、主催者が用意することが原則です(作成・印刷・紙代)。また、所属支部と確認し、支部機関紙、SNS、生活クラブ埼玉ホームページ等も活用しましょう。
- ・開催前日までにイベント保険を申請します。
- ・開催当日、会場に「Tハウス開催中」の掲示を行います。
- ・開催費用(茶菓子代等)は原則として、参加費で賄います。(エコロ制度からの補助あり)
- ・子どもも参加者として、託児は参加者どうしで行います。(くらしのサポートでの託児は利用できません)

イベント保険の申請はこちら→



開催後の流れ

- ・開催後60日以内にチラシなどの広報物と領収書を添付した「Tハウス開催報告書」を支部に提出します。
- ・イベント保険の事後報告を行います。
- ・支部が報告書を確認し、共有します。ブロックエコロ福祉委員会が支部から提出された報告書を審査確認します。
- ・補助費は報告書提出後、翌月または翌々月に共同購入代金と相殺で支払われます。

生涯学習と地域交流

安心して暮らしていくための、学びと出会いの機会を作っています

◇エコロの補助でさまざまな学習会・交流会などを開催できます。

◇開催主体は原則として支部(またはブロック)です。興味があれば、支部に開催を働きかけましょう。

こんなことができます

・エコロを知る講座

エコロ学習会・・・エコロ制度の理解を深め、地域に広げていくために学び合います。

・エコロサポーターを支える講座

託児や家事支援の基礎講座など、サポーターのスキルアップのための講座です。

・地域の支えあいを豊かにするための暮らし方講座

介護や託児の入門講座や傾聴・片付けなど、支え合う暮らしに役立つ講座を開きましょう。

・子育て関連講座

子どもを育てるすべての人と子ども自身を支えるための学びの場を作りましょう。

・顔の見える関係作りのための交流会

地域の課題を共有したり、いざというときに備えてつながりを作っておいたり。知り合いを増やすための場を作りましょう。

・CCSの講座

NPプログラム(幼児の親のための講座)、ほめ*ほめ子育てトレーニング(子どもとの良好な関係を築くための講座)を始め、多数の子育て関連講座や、福祉・介護に関する講座があります。

CCSの講座一覧はこちら→



CCSって?

2009年総代会で、生活クラブの福祉方針から生まれた組織がCCS(NPO法人コミュニティケアクラブ埼玉)です。たすけあいワーカーズ(福祉グループ)の創出とネットワーク構築などのための中間支援組織として設立されました。生活クラブ運動グループを構成する5団体のひとつとして、ともに活動しています。

また、独自の講座事業は、生活クラブとともに作り上げた子育て支援講座など幅広く、毎年多くの支部やブロック及び行政で開催されています。

CCSは組合員の参加と利用を推進し、エコロ制度を支える大切な存在です。



←CCSのホームページはこちらから



エコロ基金

エコロ会費100円の中から10円相当を積み立て、地域福祉に関わる団体を支援する福祉基金として、たすけあいのまちづくりに生かしています

基金の内容 【たすけあいワーカーズ・コレクティブ(以下ワーカーズ)の設立等支援】

①たすけあいワーカーズづくりのための交流会・学習会の費用補助

暮らしの中での困った出来事に解決の糸口を探したいときや、ワーカーズという働き方に興味を持ったときなどに、すでにワーカーズで働いている人との交流や、ワーカーズとは何か、といった学びの場などを持つことができます。所属の支部やブロックに相談してください。

②ワーカーズ連合会による設立までの伴走支援に対する助成

ワーカーズに興味はあるけれど何から始めていいかわからない、といったときにワーカーズ連合会からの様々な支援を受けることができます。ワーカーズ連合会へ直接問い合わせてください。

連絡先：Tel/Fax 048-767-7511

③新設および新規たすけあい事業に対する初期費用補助

たすけあいワーカーズとしてスタートするときや、今あるワーカーズが新たなたすけあい事業を始めるときに、初期費用を補助します。申請用紙を本部へ提出してください。

エコロ制度では、生活クラブと志を同じくするたすけあいワーカーズが地域に数多く生まれ事業を行っていくことで、安心した暮らしを築けると考えています。本基金では生協の目指す「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会」の実現に、埼玉ワーカーズコレクティブ連合会とともに取り組んでいます。



←埼玉ワーカーズ連合会のHPはこちら

エコロ基金の詳細はこちら→



エコロ基金運営管理規定

第1条 (目的) エコロ基金は、生活クラブ生活協同組合の目指す地域福祉のための「福祉基金」とし、福祉活動に携わる団体・グループの活動を経済的に支援します。

第2条 (運営) 基金の運営はエコロ委員会が担うものとします。

第3条 (委員会の検討事項) 運営にあたるエコロ委員会は下記の事項を検討し、理事会に提案することとします。

- ・基金の運営及びスケジュール
- ・各年度の基金予算概要

第4条 (予算の執行) エコロ委員会にて検討し、理事会に提案することとします。

第5条 (事業計画および収支予算) 事業計画および収支予算書類はエコロ委員会が作成し、理事会に提案することとします。

第6条 (事業報告および収支決算) 事業報告および収支決算書類は、エコロ委員会が作成し、理事会に提案することとします。

第7条 (広報) エコロ委員会はエコロ基金によって行なわれる事業であることを、助成を受けた対象者に対し広報するように推進します。また、該当する事業年度終了の結果報告についても同様とします。

第8条 (規定の改廃) この規定の改廃が必要になった場合は、理事会の議決を経て行うものとします。

第9条 (雑則) この規定に定めるほか、必要な事項については理事会での議決によります。

第10条 (附則) この規定は2002年4月1日から施行します。

2 この規定の改廃は生協の理事会において行うものとします。

3 この規定は2003年1月28日、2004年4月1日、2005年4月1日、2009年10月1日、2016年4月1日、2019年4月1日に改訂した履歴があります。

4 この改訂規定は2024年4月1日より施行します。

生活クラブ埼玉 エッコロ制度規約

第1条(目的)生活クラブエコロ制度(以下エコロ制度という)は、生活クラブ生活協同組合(以下生協という)の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる内容を行うことを目的とします。

第2条(サポート内容)生協は加入者から会費を受け取り、契約期間中に発生した以下の事由に対してサポートを行うものとします。

1. 暮らしのサポート
 - (1) 困ったときのサポート
 - (2) 「生活と自治」リーディングサービス
2. 組合員活動サポート
 - (1) 注文代行
 - (2) 活動中の消費材の保管・配達
 - (3) 活動参加時の送迎
 - (4) 家族の見守り・個人託児・送迎
 - (5) 家族の施設利用
 - (6) 活動中の不慮の事故で入院・通院した場合の治療実費と入院見舞金
 - (7) 活動中の不慮の事故で死亡した場合
 - (8) 活動中に対人・対物賠償責任を生じた場合
 - (9) 配達当日の消費材・受け取り容器の破損・汚損・盗難
 - (10) 活動中の自己所有物(自転車・バイク含む)の破損・紛失・盗難
 - (11) 活動中の自動車の自損事故
 - (12) サポーター保険の免責補填
 - (13) 活動費(班〈組〉/地区/支部)の盗難
 - (14) 活動中、活動場所などでの託児(集団託児)
3. お祝い
 - (1) 本人・配偶者が出産した時のお祝い
 - (2) エッコロ加入30周年記念品贈呈
 - 2 (エコロ基金) 会費の一部をエコロ基金に積み立て、地域福祉を進める活動に活用します。基金の管理・運営はエコロ委員会が行います。
 - 3 (新たな事業) その他新規事項については総代会・理事会の決定に基づくものとします。

第3条(エコロ委員会の設置)エコロ制度の自律的かつ円滑な運営を図るために「エコロ委員会」を設置します。エコロ委員会は理事長もしくは副理事長、常勤理事1名、福祉担当理事、福祉担当ブロック役員で構成します。

- 2 (エコロ委員会の議決事項) エッコロ委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。
 - (1) エッコロ制度内容の検討に関する事項
 - (2) エッコロ基金の運用
 - (3) エッコロ事業案の策定に関する事項
 - (4) その他、エコロ制度運営上必要とされる事項

第4条(加入者の範囲)加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生協組合員とします。

- 2 (加入手続き) 生協に申込み、生協の受理をもってします。
- 3 (加入会費及び払込方法) 加入者は、会費月額100円を、生協の指定する日までに生協に払い込むものとします。会費の払込方法は、別に定める細則によります。
- 4 (加入条件の詳細)

生協は、1カ月に満たない未経過期間について会費を払い戻ししません。

第5条(契約年度)制度契約年度は4月1日より翌年の3月31日までとし、年度途中における解約は原則できないものとします。解約方法は別に定める細則によります。

- 2 (契約の変更) 加入者は契約の成立後、次の変更が生じたときは遅滞なく生協に届け出るものとします。
 - (1) 加入者の氏名の変更
 - (2) 加入者の住所の変更
- 3 (契約の消滅) 加入者が生協を脱退した時、または死亡した時消滅します。
- 4 (契約の更新) 制度契約期間の満了する契約について、当該制度契約の満了日までに制度契約者から契約を更新しない意思の申し出がされない場合は、同一内容(規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容)で、制度契約の更新の申込があったものとみなし、制度期間の満了翌月1日(以下「更新日」という。)に更新するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものを除きます。当該制度契約者が、次のいずれかに該当するとき
 - ア. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められる場合
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
 - エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

第6条(加入効力の開始)エコロ制度の効力の開始は申込みが受理された日よりとします。

第7条(事由発生の報告)加入者またはその家族は事由が発生した時は、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

第8条(給付金の受取人)給付金の受取人は加入者本人及びサポーターとします。

- 2 (給付金の支払請求) 事由が発生した時は、その発生日から原則60日以内に、申請書と必要な添付資料を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。申請時は生協の組合員であることとします。
- 3 (給付金の支払) 給付金は事由内容を規約及び細則にそって、生協が支払うものとします。
- 4 (給付の時効) 給付金の受取人が給付金の請求手続きを事由発生から1年間怠った時、生協は給付金の支払い義務を免れます。
- 5 (給付の調整) 給付金の支払いに関し生協と受取人の間に疑義が生じた時はエコロ委員会において調整するものとします。

第9条(業務委託)生協はエコロ制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

第10条(細則)生協はこの規約に定めるほか、エコロ制度活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動することとします。

第11条(附則)この規約は1986年7月1日から施行するものと

します。

2 (規約および細則の改廃)

この規約の改廃は生協の理事会において行うものとします。

生協は、エコロ制度契約期間中であっても、法令等の改正、社会情勢の変化その他の事情により、この規約または細則を変更する必要がある場合には、民法第548条の4にもとづきこの規約または細則を変更することにより、変更後の規約または細則について合意があったものとみなし、個別に制度契約者と合意することなく、制度内容、免責事由または諸手続き等の契約内容を変更することができます。

3 前項の場合、生協は、変更する旨および変更後の規約または細則ならびにその効力発生時期を生協のホームページへの記載その他の適切な方法により周知します。

4 この規約は1987年7月1日、1988年7月1日、1990年7月1日、1991年7月1日、1992年4月1日、1993年4月1日、1994年4月1日、1995年4月1日、2002年4月1日、2003年1月28日、2004年4月1日、2007年4月1日、2005年4月1日、2007年4月1日、2009年10月1日、2011年10月1日、2015年8月1日、2016年4月1日、2020年4月1日に改訂した履歴があります

5 この改規約は2024年4月1日より施行します。

生活クラブ埼玉 エッコロ制度細則

第1条 (総則) エッコロ制度規約 (以下「規約」という) 第10条に基づき、制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

第2条 (家族の定義) 規約に規定する「家族」とは同居、別居を問わず2親等までとする。

第3条 (不慮の事故の定義) 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下のとおりとします。(1) 交通事故 (2) 不慮の中毒 (3) 不慮の墜落 (4) 天災 (5) 災及び火焰による不慮の事故 (6) 不慮の溺没 (7) 不慮の打撲 (8) その他エコロ委員会が特に認めたもの

第4条 (入院の定義) 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要である時とします。

2 (病院の定義) 病院とは医師法に定める病院又は診療所とします。但し、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。

3 (入院の継続) 加入者が入院後病院を変更し、別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。同一病気・同一事故に起因する入院は、入退院を繰り返しても1事由とします。

第5条 (契約年度をまたがる事由の取扱い) 事由が期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の契約期間に通算するものとします。

第6条 (組員活動の定義) 規約に規定する「組員活動」とは、組員拡大行動、各種資料及びチラシ配布、組員の各種委員会・集会、イベント、共同購入品の授受及び集金・支払行動などとなります。

第7条 (会費の払込方法) 規約第4条-3の会費の払込み方法は、毎月度の共同購入品代金の支払と同一の方法で払い込むものとします。
この会は、1カ月に満たない未経過期間について会費を払い戻ししません。

第8条 (解約方法) 脱退届けを月に1度受付け、解約できるものとします。

2 脱退を申し出ない場合は、契約はさらに1年間継続するものとします。

第9条 (保障内容) 規約第5条-1に規定する「契約年度中に発生した各事由に対する保障内容」及び、規約第8条-2に規定する「支払い請求に必要な提出書類」は別表とおりとします。

第10条 (サポート及びサポーターの定義) 「サポート」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、サポーターとはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。

2 サポーターは、加入者本人と18歳以上の家族とします。

第11条 (家事の定義 (範囲)) 規約に規定する「家事」とは、掃除・洗濯・食事の支度・育児など、家庭生活に欠かせない仕事とします。

第12条 (在宅療養の定義) 規約に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

第13条 (申請時における受付受理日の定義) 規約に規定する給付の時効とする起算日は、申請書にある事務局受付日とします。

第14条 (附則) この細則は1986年7月1日から施行するものとします。

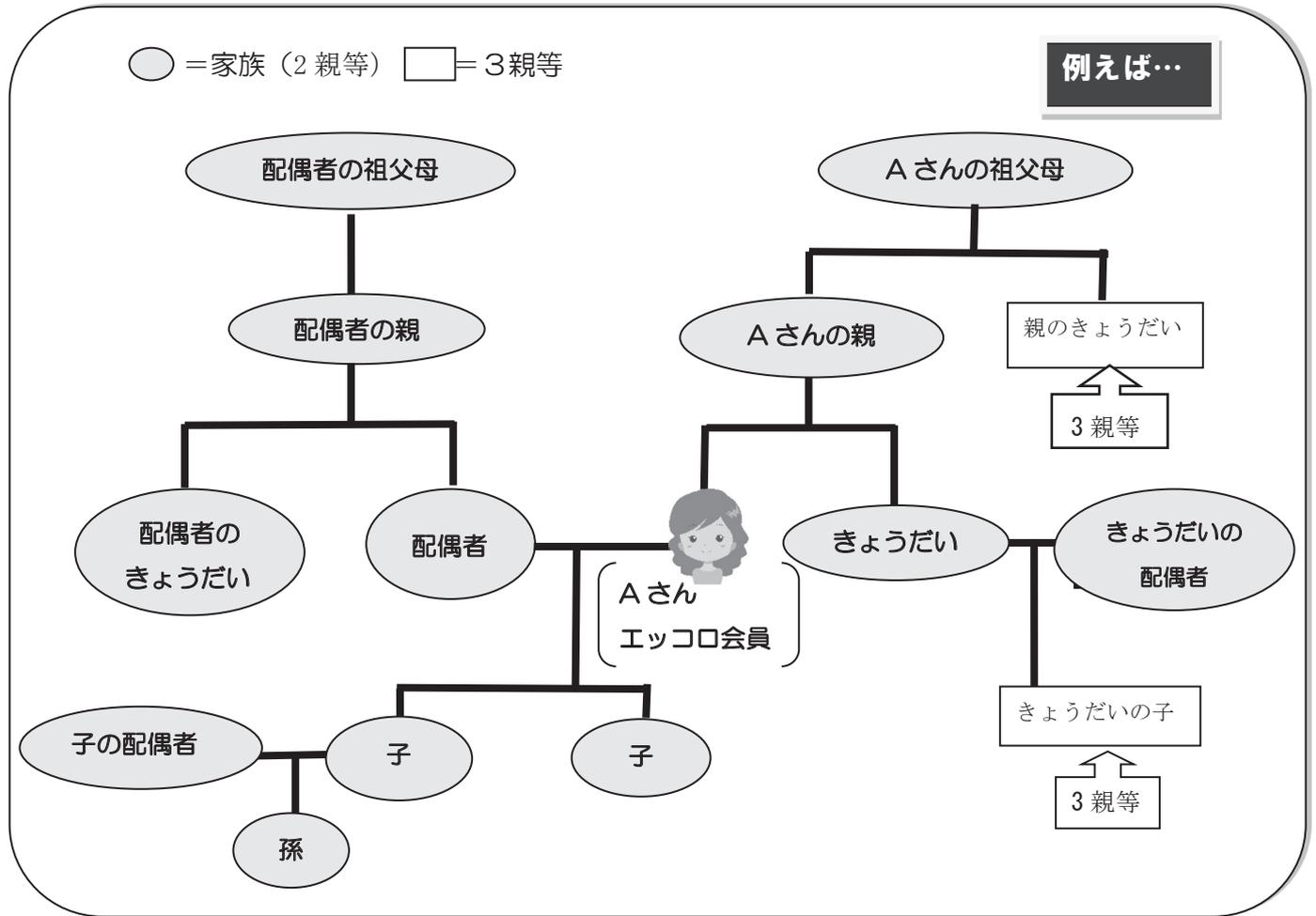
2 この細則の改廃は生協の理事会において行うものとします。

3 この細則は1987年7月1日、1988年8月1日、1990年7月1日、1992年4月1日、2002年4月1日、2003年1月28日、2004年4月1日、2007年4月1日、2009年10月1日、2016年4月1日、2020年4月1日に改訂した履歴があります。

4 この改訂細則は2024年4月1日より施行します。

家族の範囲

エコロ制度での「家族」の範囲は同居、別居を問わず2親等までです。



用語の説明

エコロ会員

エコロ会費 (100円/月) を支払いエコロ制度に加入している人。

サポーター (P16参照)

エコロのサポート(おたがいさまのちょっとした手助け)をする人。エコロ会員と18歳以上の家族であれば登録していなくてもサポーターになれます。

エコロコーディネーター(裏表紙参照)

ブロック内でサポートを依頼したい人とサポートする人をつなぐワーカーズ。

エコロさん (P19参照)

支部内のコーディネートをする人。

エコロたすけあいグループ(P19参照)

支部内の意思あるサポーターが任意で作るグループ。

たすけあいワーカーズ(P20参照)

地域の課題解決を目指し、福祉的な事業をしている団体。

ワーカーズ利用補助制度(P20参照)

会員同士でサポートが成立しない場合、依頼者が費用負担なく(給付限度内)近隣の「たすけあいワーカーズ」に依頼できるシステム。

よりそいサポーター(P21参照)

Tハウスを開催し運営の中心となる人。

エコロ制度加入申込書

配達便またはデポへ提出してください

フリガナ		支 部	
氏名		班・個配・デポ	
		組合員コード	
		事務局記入欄	
電話番号		担 当	
		処理日	/

こちらの
QRからも
加入できます⇒



※ 会費は毎月 100 円。共同購入代金と同時に引落しです。

エコロサポートつばやきカード

年 月 日

氏名 _____ サポート日 _____ 年 月 日

サポート内容 (_____)

サポートした・してもらった感想、良かったこと

サポート時に困ったこと、気づいたこと

エコロ制度についての意見があれば記入してください。

配達便またはデポへ提出してください。

事務局記入欄

受付日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

◆エコロ制度の発足から今日まで（歴史）

1981年	生活クラブ東京の10周年記念の際、北海道・古平町に福祉施設（障害者自立の家）を作ろうという呼掛けがあり、そのことがきっかけで組合員の日常生活上の不安や、活動上のトラブル解消を目指して検討を始めた。	・任意団体「共済会」を目指す ・全労済の受託業務扱いとする ・単協ごとの認可 ・制度内容は独自と全労済部分
1984年	共済プロジェクトチームにより基本構想ができる。(11月)	・給付金は5万円限度
1985年	「生活と自治」討議資料配布（11月）	
1986年	共済制度実施要領作成（3月）、全労済と提携して発足。 （7月1日）、葬儀社紹介が始まる。	・全労済との提携 就学、出生、住宅災害・死亡・重度障害見舞
1990年	生活クラブ共済制度に戻す。	
1992年	住宅災害保障の解約。独自部分に見舞金を新設。 葬儀ケア・節目祝金を新設。	
1993年	葬儀献花代金の給付を新設。	
1994年	健康促進新設。	
2000年	エコロ見直しプロジェクト答申。	
2002年	たすけあい地域通貨「エコロマネー」の活用。 「エコロ基金」制度新設。助成開始。	・「エコロ制度」とする ・全労済との提携解除
2003年	「集団託児」制度新設。	
2004年	エコロ見直し検討委員会答申。共同購入品の盗難・破損・汚損改定。	・イベント保険改定
2005年	「エコロマネー」で森林保全。	
2007年	「エコロひろば」導入。エコロマネーを“リユースがんばれ！しょう油”と交換。「赤ちゃん誕生祝い」新設。「エコロ健康講座」を開始。	
2009年	エコロコーディネートを「仕事人（しごとびと）」に委託。 「エコロマネー」の廃止。 注文書記入ケア・緊急時の消費材保管や配達ケアの新設。 「生活保障」に「産前産後ケア」と「本人家族の入通院時ケア」の新設。 エコロの森・イベント保険は、エコロ制度外で継続。	
2010年	エコロコーディネートを「仕事人」からNPO法人コミュニティケアクラブ埼玉（CCS）に委託。 エコロの範囲で「たすけあいワーカーズ」のケアを受けられる「ケアシステム」を開始。	
2011年	エコロ制度の3本柱として、組合員活動保障・共同購入保障・生活保障を整理。「子育て世代リフレッシュ」新設。	
2013年	地域でたすけあいの輪をひろげるために、「エコロ健康講座」から「エコロくらし方講座」に変更。	
2015年	「エコロたすけあいグループ」運用開始。	
2016年	「子育てリフレッシュ」制度を廃止し、「学校行事託児ケア」と「エコロ加入30周年記念品贈呈」を新設。	
2018年	「Tハウス」導入（よりそいサポーター誕生）	
2019年	エコロ制度大幅改訂。以下抜粋。 組合員活動保障と共同購入活動保障を統合。 生活保障を発展させ「くらしのサポート」新設。 規約2条・8条、細則13条、基金運営管理規定改訂。 「ケアシステム」名称改訂し「ワーカーズ利用補助制度」「エコロひろば」を廃止。(2019年度は新規受け無し、2020年度より完全廃止)	
2022年	エコロ制度改定 エコロ会員の家族のサポーター登録開始	

【あなたの街の エッコロコーディネーター】

コーディネート受付時間 月～金 9:00～17:00 (祝日、夏季・年末年始休業日を除く)

	自治体名	コーディネーター	TEL/メールアドレス	QR	
狭山ブロック	狭山市・入間市・日高市・飯能市	ワーカーズコレクティブ えがお	070-3970-2139 eccolo.egao@gmail.com		
	川越市	ワーカーズコレクティブ ま・た・ね	070-3970-2141 eccolo.matane@gmail.com		
	坂戸市・鶴ヶ島市・鳩山町・川島町・毛呂山町・ときがわ町・越生町	NPO法人 ワーカーズコレクティブ a.n (あん)	090-2476-8317 eccolo.sayamabseikatuc1221@gmail.com		
所沢ブロック	所沢市・富士見市・三芳町・新座市・ふじみ野市・和光市・朝霞市・志木市	労働者協同組合 W.co たすけあい 輪っはっは	090-2476-8318 ekkoro0808tokorozawa@gmail.com		
川口ブロック	さいたま市 (浦和区、中央区、南区、緑区、桜区)・川口市・蕨市・戸田市	NPO法人 たすけあいワーカーズ この指とまれ!	090-2476-8319 eccolo.8319@gmail.com		
越谷ブロック	草加市・三郷市・八潮市	NPO法人 ワーカーズコレクティブ ひまわり	070-3970-2142 eccolo.himawari@gmail.com		
	越谷市・吉川市・松伏町	NPO法人 子育て支援 ワーカーズコレクティブ みるく	090-7416-4960 eccolo.koshigaya5454@gmail.com		
大宮ブロック	さいたま市 (大宮区、西区、北区、見沼区、岩槻区)・蓮田市・白岡市・伊奈町・春日部市・上尾市	NPO法人 ワーカーズコレクティブ あいので	090-7416-4961 eccolo.4961@gmail.com		
	加須市・杉戸町・宮代町・幸手市・久喜市(旧菫蒲町は熊谷ブロック)	特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ きらきら館	070-3970-2145 eccolo.kirakira@gmail.com		
熊谷ブロック	桶川市・北本市・行田市・熊谷市・鴻巣市・旧菫蒲町・羽生市	NPO法人 ワーカーズコレクティブ てとて	090-7416-4962 eccolo.kumagaya4962@gmail.com		
	小川町・東松山市・滑川町・吉見町・嵐山町・寄居町・秩父市・皆野町・横瀬町・長瀬町・小鹿野町・深谷市・本庄市・上里町・美里町・神川町	特定非営利活動法人生活工房つばさ・遊 福祉部門 ワーカーズコレクティブ サポートベリ	080-9267-2759 eccolo.sapotoberi@gmail.com		

本部福祉推進部：048-424-2763

受付時間 月～金 9:00～16:30 (夏季・年末年始休業日を除く)

あなたのブロック：

支部：

組合員コード：